

就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために ～「個別の教育支援計画」の作成と活用～

教育的支援の必要なお子さんが、地域社会の一員として、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、各学校では、「個別の教育支援計画」を作成・活用し、一貫した支援を行っていくこととしています。



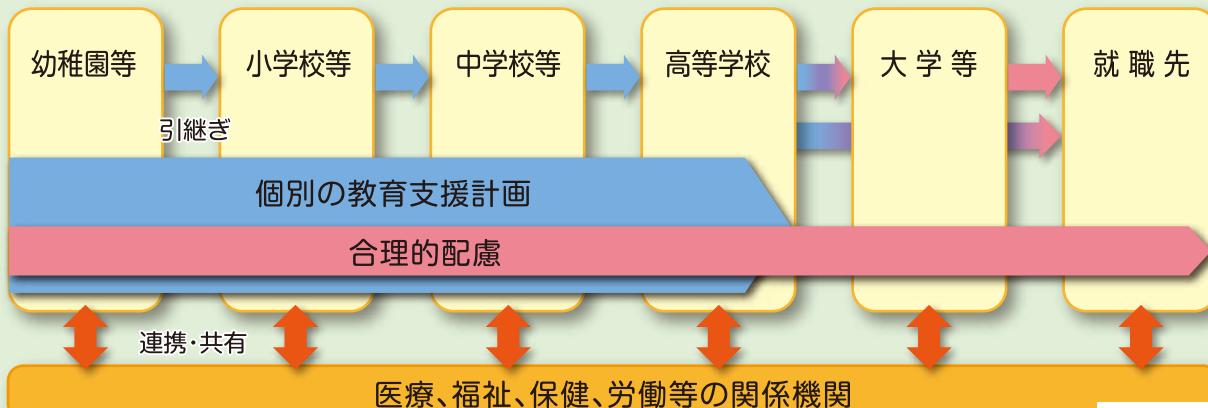
「個別の教育支援計画」について

- お子さん・保護者の願いに基づき、就学前から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行っていくために作成・活用する計画書です。
- 各年齢段階における関係機関等による支援の全体像、お子さん・保護者の願い、お子さんの生活の様子、学校での指導目標や手立て、合理的配慮等が記載されます。
- お子さん・保護者の意向を踏まえ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と、支援に必要な情報の共有を図り、作成・活用します。

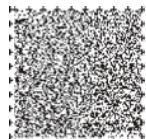
一貫した支援のために

- ▶ 計画書に要点を整理することで、**目標や支援内容を明確にして支援**ができます。
- ▶ お子さん・保護者、教職員、関係機関が情報を共有することで、**連携して支援**ができます。
- ▶ 定期的に見直しながら**効果的な支援の方法を蓄積し**、**「合理的配慮」を含む支援情報を進学先等へ引き継ぐことで、継続的な支援**ができます。

支援情報の引継ぎによる一貫した支援



うまくいっているところ、「こうすればできる」という方法等の支援情報を引き継いでいきます。



「個別の教育支援計画」の作成・活用への本人・保護者の参画

必要な支援を行うために保護者の協力をお願いします

「個別の教育支援計画」は、学校が、お子さん・保護者と一緒に作成・活用していく計画です。

学校がお子さんへの理解を深め、関係者と連携して必要な支援を行うために、保護者の協力をお願いします。

作成に当たって

- 支援内容を検討するために、十分な相談・情報共有に御協力ください。
- 連携して支援するために、作成した計画の内容について確認いただきます。

活用に当たって

- 学期ごとに指導の手立て等を見直しますので、家庭での様子や新たな希望などをお伝えください。
- 関係機関と情報共有する際にも御活用ください。

引継ぎに当たって

- 引き継ぐ範囲や内容等について改めて確認いただきます。

■ 「個別の教育支援計画」の作成・活用に係る個人情報の取扱いは、法令に照らし慎重に行います。

■ 学校における保存及び管理についても適切に行います。

保護者から本人主体へと段階的な移行を目指します

「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たっては、お子さんが発達段階に応じて自己理解を深め、希望や願いを伝えながら、必要な支援を選択できるようになることが必要です。

高校卒業後も視野に入れ、「個別の教育支援計画」の作成や見直しの話し合いの際も、その主体を保護者から本人へ、段階的に移行していくことが大切です。

<幼稚園児～小学生頃>



家庭で本人の希望を十分に確認し、学校と必要な支援について話し合う。

<中学生～高校生頃>



学校との話し合いに本人も同席し、徐々に本人が話し合えるようにする。

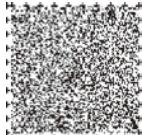
<大学生～社会人>



本人が合理的配慮の申請及び建設的対話を行う。

保護者主体

本人主体



栃木県教育委員会事務局 特別支援教育室

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1-20

TEL 028-623-3381

URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05>

<発行:令和2(2020)年6月>

